

令和6年度（2024年度）南陽市 保育料（利用者負担）徴収金額表

利用児童の属する世帯の階層区分			保育認定の保育料月額				利用児童の属する世帯の階層区分			教育標準時間認定の 保育料月額
			3号認定 (3歳未満児)		2号認定 (3歳以上児)					1号認定 (満3歳以上児)
国階層	市階層	区分（税額等）	保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間	国階層	市階層	区分（税額等）	教 育 標準時間
1	1		生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	1		1
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	2	2	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0
		母子家庭等軽減	0	0	0	0			母子家庭等軽減	0
3	3	所得割課税額 48,600円未満	8,750	8,450	0	0	3	3	所得割課税額 48,600円未満	0
		母子家庭等軽減	4,000	4,000	0	0			母子家庭等軽減	0
4	4A	所得割課税額 48,600円～63,000円未満	12,000	11,700	0	0	4	3	所得割課税額 48,600円 ～77,101円未満	0
		母子家庭等軽減	4,000	4,000	0	0				4
	4B	所得割課税額 63,000円～77,101円未満	13,000	12,700	0	0		4	所得割課税額 77,101円 ～80,000円未満	
		母子家庭等軽減	4,000	4,000	0	0				4
5	5A	所得割課税額 97,000円～121,000円未満	34,000	33,400	0	0	5	5	所得割課税額 80,000円 ～213,000円未満	
	5B	所得割課税額 121,000円～145,000円未満	38,000	37,300	0	0				
	5C	所得割課税額 145,000円～169,000円未満	42,000	41,200	0	0				
6	6A	所得割課税額 169,000円～213,000円未満	48,000	47,100	0	0	5	6	所得割課税額 213,000円以上	0
	6B	所得割課税額 213,000円～257,000円未満	53,000	52,000	0	0				
	6C	所得割課税額 257,000円～301,000円未満	58,000	57,000	0	0				
7	7	所得割課税額 301,000円以上	60,000	58,900	0	0	7	7		
8										

- 注 1 保育料の決定は、4月と9月の年2回行います（9月に保育料が切り替わります）。4月～8月分は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税により決定します。
- 2 税の修正申告を行った場合や世帯構成に変更があった場合（転居・婚姻等）は、ご連絡ください。
- 3 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。また、旧年少扶養控除に係る再算定は行いません。
- 4 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母等の父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。
- 5 保護者等が指定都市の区域内に住所を有する場合は、本市に住所がある者とみなし、市民税額（所得割課税世帯にあっては当該課税額）を算定します。
- 6 同一世帯の2人以上の児童が、同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、医療型児童発達支援、企業主導型保育施設を利用する場合は、保育料が軽減されます。年齢順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- 7 保育認定の保育料については、市民税所得割合算額が、57,700円未満である世帯において、支給認定子ども及び生計を一にする（1）から（3）までに該当する子どもがいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長の者（7において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（7において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときは同表に掲げる額の半額に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については無料とする。ただし、市町村民税非課税世帯及び市町村民税所得割合算額が77,101円未満である母子家庭等の世帯は、第2子以降を無料とする。
- （1）支給認定保護者に監護される者
（2）支給認定保護者に監護されていた者
（3）支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属
- 8 保育料は、給付単価を限度とします。

この保育料（利用者負担）一覧表は、令和6年度山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金を活用し、0歳から2歳児の保育料について、国基準の「所得階層8区分」のうち無償化されていない3階層及び4階層（市町村民税所得割 97,000円未満）の保育料について、国基準保育料の1/2相当額を各月額保育料から差し引いています。

※副食費（給食費）免除について

保育所（2,3号認定）と幼稚園（1号認定）に通う3歳から5歳児の子どものうち以下の要件のいずれかに該当する子どもは、副食費（給食費）が免除になります。

○年収360万円未満相当世帯の子ども

- ・父母の市民税所得額の合計額が、保育所は57,700円未満（ひとり親世帯等であれば77,101円未満）の世帯、幼稚園は77,101円未満の世帯が対象になります。（同居の祖父母等の父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合があります。）

○全ての世帯の第3子以降の子ども

- ・保育所については小学校就学前のきょうだいを、幼稚園については小学校3年生までのきょうだいを算定します。